

感染等に伴う欠席・休暇の扱い

本資料は、新型コロナウイルス対策行動計画の「感染等に伴う欠席・休暇の扱い」の具体的な対応方針を記載しています。

なお、感染の拡大や本学関係者の発症などの状況によって、より柔軟な扱いを検討します。

1 学生本人の場合

(1) 「登校しない、出席停止」どちらも欠席の取扱いとしません。

(2) 学生本人が欠席等の連絡ができない場合は、家族の方から連絡をお願いします。

本人の状況	対応	期間	大学への報告先	
			【滝沢】 健康サポートセンター 【宮古】 事務局（保健室）	【滝沢】 授業担当教員 【宮古】 事務局職員
発熱等の風邪症状がある場合、又は新型コロナウイルス検査を受けて「陰性」の場合	登校しない (検査を受けることを条件として欠席の扱いとしない。)	「登校の目安」 ・発症後に少なくとも8日間経過している ・解熱後72時間経過しており、発熱以外の症状が改善傾向にある	必要 検査を受ける場合に限る	必要 電話又はメールで報告し、後日欠席届を提出する
新型コロナウイルス検査「陽性」の場合				
症状がある場合	出席停止	発症日の翌日から起算して10日間	必要 電話にて至急連絡	必要 電話又はメールで報告し、後日欠席届を提出する
症状がない場合		検体採取日の翌日から起算して7日間		
新型コロナウイルス陽性者の濃厚接触者となった場合				
陽性者が同居している家族等の場合	出席停止	同居している家族等が自宅療養又は待機する期間	必要	必要 電話又はメールで報告し、後日欠席届を提出する
陽性者が同居している家族等以外の場合		最後に接触した日の翌日から起算して7日間		
濃厚接触者に該当せず、任意で検査を受けて「陰性」の場合	登校		不要	不要
外務省の感染症危険情報の「レベル4、3、2、1」の国や地域から帰国した場合	出席停止	帰国日又は入国日を0日として7日間 ※1	必要 症状がある場合に限り、健康記録票（海外帰国者用）を報告	必要 電話又はメールで報告し、後日欠席届を提出する
新型コロナウイルスワクチンを接種する場合	欠席の取扱いとしない	接種及び接種のための移動に要する時間	不要	必要 電話又はメールで報告し、後日欠席届の様式により提出する
新型コロナウイルスワクチン接種後、発熱等の風邪症状が見られ、やむを得ず登校できない場合	欠席の取扱いとしない	症状が軽快するまで	不要	必要 電話又はメールで報告し、後日欠席届の様式により提出する

※ 出席停止の根拠：学校保健安全法第19条

※1 帰国後又は入国後2日目（帰国日又は入国日を0日）以降にPCR検査（※2）を行い、陰性の場合、学生支援本部に報告のうえ、登校することができる。

※2 「体外診断用医薬品」又は「第1種医薬品」と表示された抗原定性検査キットによる検査を含む／「研究用」検査キットは除く。

2 学生の同居している家族等の場合

(1)「登校しない、出席停止」どちらの場合も欠席の取扱いとしません。

同居している家族等の状況	対応	期間	大学への報告先	
			【滝沢】 健康サポートセンター 【宮古】 事務局（保健室）	【滝沢】 授業担当教員 【宮古】 事務局職員
同居している家族等が発熱等の風邪症状があり、学生本人がやむを得ず登校できない場合	家族等が新型コロナウイルス検査を受ける場合に限り欠席の扱いとしない。	家族等の症状がなくなるまで	不要	必要 電話又はメールで報告し、後日欠席届を提出する
同居している家族等が新型コロナウイルス検査を受ける場合	登校しない	検査を受けることが決まった日から、検査判明日まで	必要 メール等で報告	必要 電話又はメールで報告し、後日欠席届を提出する
同居している家族等が新型コロナウイルス検査「陽性」の場合	出席停止	同居している家族等が自宅療養又は待機する期間	必要 電話にて至急連絡	必要 電話又はメールで報告し、後日欠席届を提出する
同居している家族等が濃厚接触者等で自宅待機となった場合	登校しない	同居している家族等が自宅待機する期間	必要	必要
同居している家族等が新型コロナウイルス検査「陰性」の場合				
同居している家族等が自宅待機を指示されている場合	出席停止	同居している家族等が自宅待機する期間	必要 メール等で報告	必要 電話又はメールで報告し、後日欠席届を提出する
同居している家族等が自宅待機を指示されていない場合	登校			不要

※出席停止の根拠：学校保健安全法第19条

3 教職員本人の場合

本人の状況	休暇の取扱	期間	大学への報告先 【滝沢】 健康サポートセンター 【宮古】 事務局（保健室）
発熱等の風邪症状がある場合、又は新型コロナウイルス検査を受けて「陰性」の場合	当面の間、特別休暇（出勤が著しく困難であると認められる場合）	「出勤の目安」 ・発症後に少なくとも8日間経過している ・解熱後 72 時間経過しており、発熱以外の症状が改善傾向にある	<u>必要</u> <u>検査を受けた場合に</u> <u>限る</u>
新型コロナウイルス検査「陽性」の場合			
症状がある場合	特別休暇 (出勤困難)	発症日の翌日から起算して10日間	必要 電話にて至急連絡
症状がない場合		検体採取日の翌日から起算して7日間	
新型コロナウイルス検査陽性者の濃厚接触者となった場合			
陽性者が同居している家族等の場合	特別休暇 (出勤困難)	同居している家族等が自宅療養又は待機する期間	必要
陽性者が同居している家族等以外の場合	特別休暇 (出勤困難)	最後に接触した日の翌日から起算して7日間	
症状がなく濃厚接触者に該当せず、任意で検査を受けて「陰性」の場合	出勤		不要
外務省の感染症危険情報の「レベル4、3、2、1」の国や地域から帰国した場合	特別休暇 (出勤困難)	帰国及び入国後 7 日間 ※ 1	必要 症状がある場合に限り、健康記録票（海外帰国者用）を報告
新型コロナウイルスワクチンを接種する場合	特別休暇 (法定予防接種)	接種及び接種のための移動に要する時間	不要
新型コロナウイルスワクチン接種後、発熱等の風邪症状が見られ、やむを得ず出勤できない場合	特別休暇 (出勤困難)	症状が軽快するまで	不要

※ 1 帰国後のPCR検査等において、陰性の場合には、7日間としている自宅待機期間を所属長に報告のうえ短縮することができる。

4 教職員の同居している家族等の場合

同居している家族等の状況	休暇の取扱	期間	大学への報告先 【滝沢】 健康サポートセンター 【宮古】 事務局（保健室）
同居している家族等が発熱等の風邪症状があり、教職員本人がやむを得ず出勤できない場合	特別休暇 (出勤困難)	家族等の症状がなくなるまで	不要
同居している家族等が新型コロナウイルス検査を受ける場合	特別休暇 (出勤困難)	検査を受けることが決まった日から、検査判明日まで	必要 メール等で報告
同居している家族等が新型コロナウイルス検査「陽性」の場合	特別休暇 (出勤困難)	同居している家族等が自宅療養又は待機する期間	必要 電話にて至急連絡
同居している家族等が濃厚接触者等で自宅待機となった場合	特別休暇 (出勤困難)	同居している家族等が自宅待機する期間	必要
同居している家族等が新型コロナウイルス検査「陰性」の場合			
同居している家族等が自宅待機を指示されている場合	特別休暇 (出勤困難)	同居している家族等が自宅待機する期間	必要
同居している家族等が自宅待機を指示されていない場合	出勤		必要 メール等で報告

《問合せ窓口》

学 生：教育支援室（教務・国際交流グループ）

電話：019-694-2012 Mail：ipu-kyoumu@ml.iwate-pu.ac.jp

教職員：総務室（人事給与グループ）

電話：019-694-2038 Mail：jinji@ml.iwate-pu.ac.jp

【報告窓口】（相談随時対応）

滝沢キャンパス：健康サポートセンター

電話 019-694-2030 FAX 019-694-2031 メール tk-covid19@ml.iwate-pu.ac.jp

宮古キャンパス：宮古事務局（保健室）

電話 0193-64-2230 FAX 0193-64-2234 メール myk-covid19@ml.iwate-pu.ac.jp

※ 夜間休日にPCR検査等を受ける場合や検査結果を報告する場合は、滝沢キャンパス、宮古キャンパスともに電話で守衛室（代）019-694-2000へ至急連絡すること。